

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公私立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等の登下校時の安全確保について

この度、子供に関する交通事故発生状況等について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

- 歩行中死者・重傷者に占める幼児・児童の割合は 5・6 月にかけ上昇
- 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約 6 割と最多、児童では約 3 割が自転車乗用中
- 歩行中幼児の死者・重傷者につき、時間帯では 16～17 時台、自宅からの距離別では 50m 以下が最多
- 歩行中幼児の死者・重傷者は約 7 割に幼児側（保護者等）の法令違反があり、飛出しが約 3 割で最多、次いで幼児のひとり歩きが約 2 割
- 児童の死者・重傷者は低学年で多く、歩行中では小学 1 年生が最多、学年が増すごとに自転車乗用中の割合が増加
- 歩行中児童の死者・重傷者につき、時間帯では 16～17 時台が最多、約 6 割に法令違反があり、飛出しが約 4 割で最多
- 自転車乗用中児童の死者・重傷者は、約 8 割に法令違反

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、幼児・児童の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による幼児・児童の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

また、児童生徒等の登下校時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対策が必要です。

文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進するとともに、「学校安全教室推進事業」により、教職員の研修機会の充実を図りながら、地域全体

での学校安全推進体制の構築を推進しているところです。

各地域において登下校時の見守り活動を実施する際は、以下の Web サイトに掲載している「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」も御活用いただき、地域が一体となって登下校時の児童生徒等の安全確保の充実に努めていただくようお願いします。

【「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」掲載ページ】

○文部科学省 Web サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/mext_01335.html

○学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/index.html>

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公私立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管課、国立大学法人担当課におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電話：03-5253-4111（内線 2695）

E-mail: anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 25 日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

警察庁交通局交通企画課

令和3年春の全国交通安全運動の概要と交通事故分析資料の送付について
この度、警察庁において、令和3年春の全国交通安全運動の実施に合わせて、
幼児・児童が死亡又は重傷となる交通事故を分析しましたので、貴省における幼稚園及び学校での交通安全教育の企画・立案に御活用願います。

あわせて、教育現場において、子供に対する安全指導や安全教育、広報啓発に御活用いただくため、都道府県教育委員会等へ御送付をお願いします。

令和 3 年春の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

4 月 6 日 (火) から同月 15 日 (木) までの 10 日間

2 主催

内閣府・警察庁等 10 府省庁、都道府県、市区町村、関係 13 団体

3 運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

4 子供に関する交通事故の特徴

- 歩行中死者・重傷者に占める幼児・児童の割合は 5・6 月にかけ上昇
- 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約 6 割と最多、児童では約 3 割が自転車乗用中
- 歩行中幼児の死者・重傷者につき、時間帯では 16～17 時台、自宅からの距離別では 50m 以下が最多
- 歩行中幼児の死者・重傷者は約 7 割に幼児側（保護者等）の法令違反があり、飛出しが約 3 割で最多、次いで幼児のひとり歩きが約 2 割
- 児童の死者・重傷者は低学年で多く、歩行中では小学 1 年生が最多、学年が増すごとに自転車乗用中の割合が増加
- 歩行中児童の死者・重傷者につき、時間帯では 16～17 時台が最多、約 6 割に法令違反があり、飛出しが約 4 割で最多
- 自転車乗用中児童の死者・重傷者は、約 8 割に法令違反

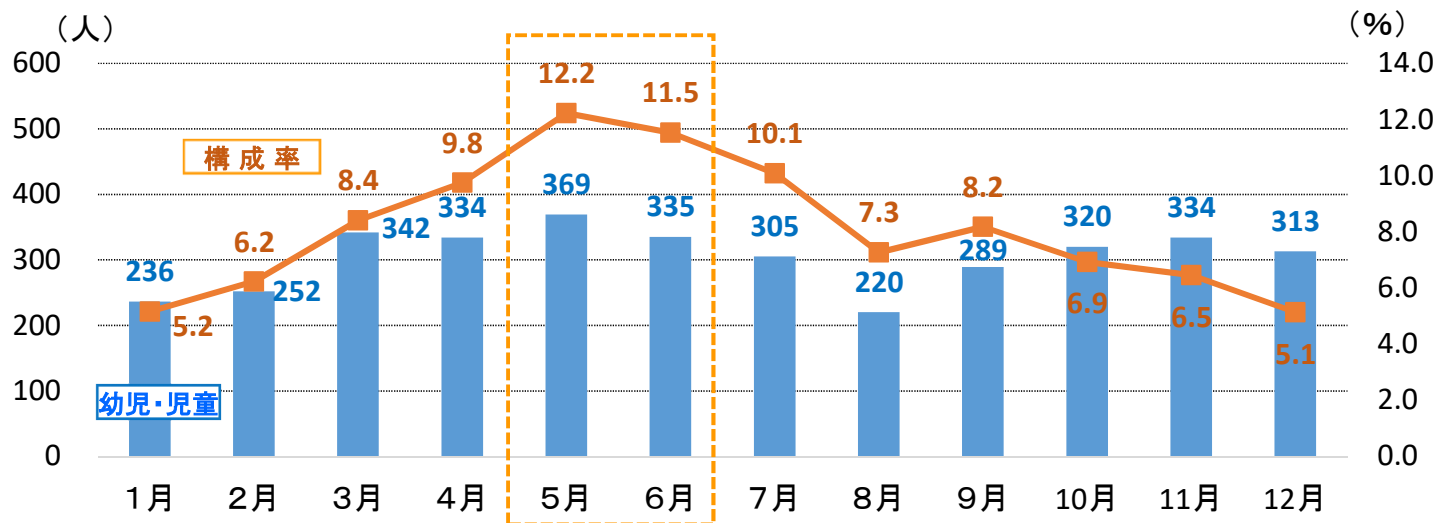
5 警察における重点的取組

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ、各種活動を推進

- 歩行者に対する道路横断時の交通ルール遵守についての指導啓発
- 通学時間帯等における幼児・児童に対する保護・誘導活動
- 自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底と全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- 歩行者の保護を徹底するための自動車運転者に対する指導・取締り

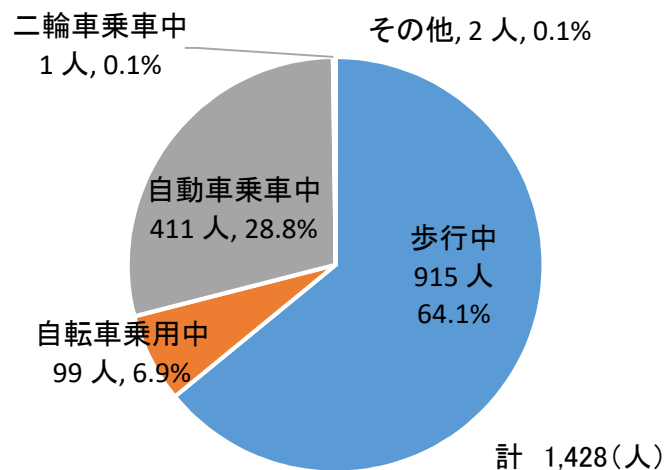
○ 子供に関する交通事故発生状況

歩行中の幼児（就園児・未就園児）・児童（小学生）の死者・重傷者数の月別推移
【平成28年～令和2年合計】

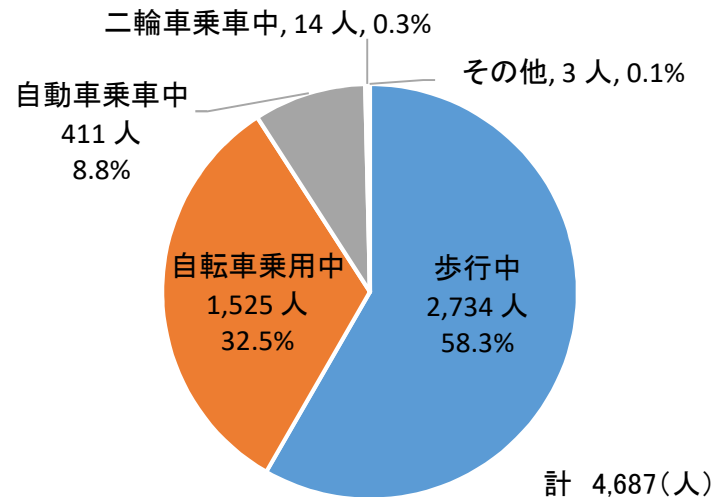


(注)・「構成率」は、各月ごとの歩行中死者・重傷者数に占める幼児・児童の歩行中死者・重傷者数の割合

幼児の状態別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

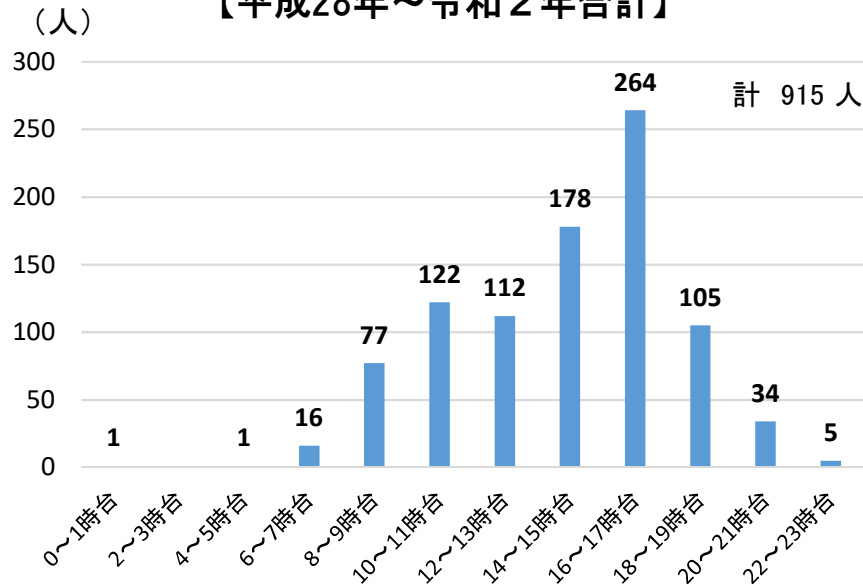


児童の状態別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

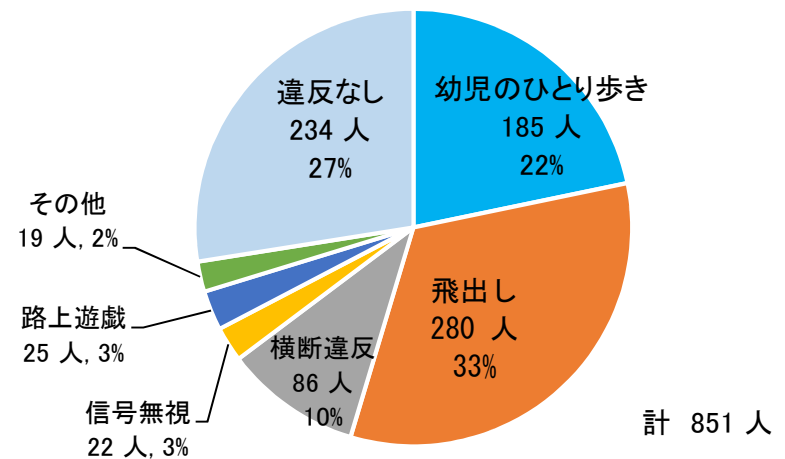


○ 歩行中の幼児（就園児・未就園児）の交通事故発生状況

歩行中幼児の時間帯別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

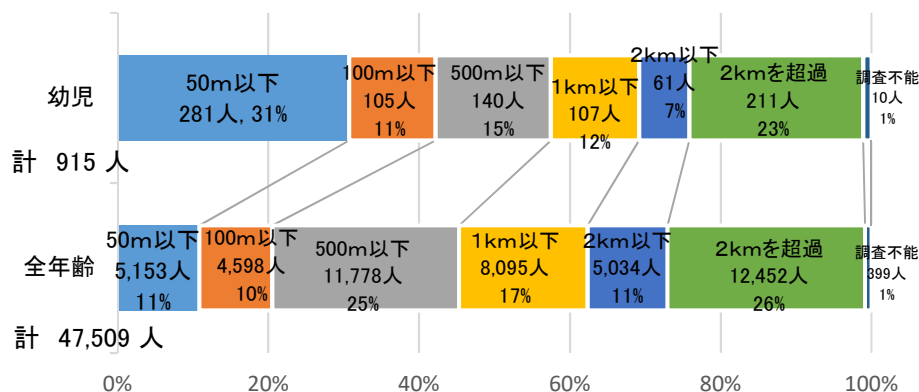


歩行中幼児（第1・第2当事者）の
法令違反別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

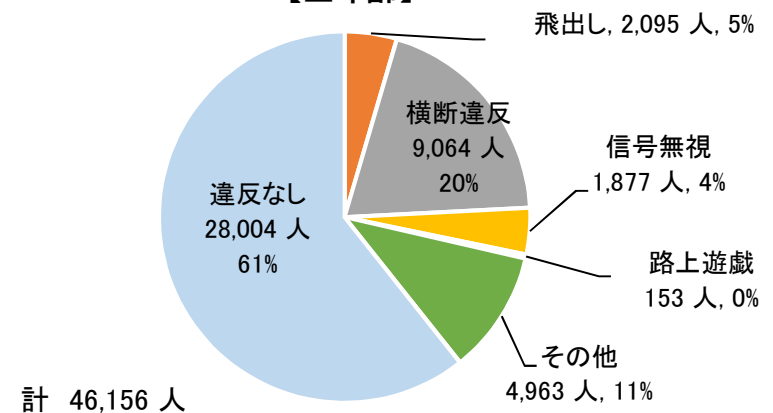


(注)・「幼児のひとり歩き」とは、保護(監護)者の付き添わないものをいう。

自宅からの距離別歩行中幼児の死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

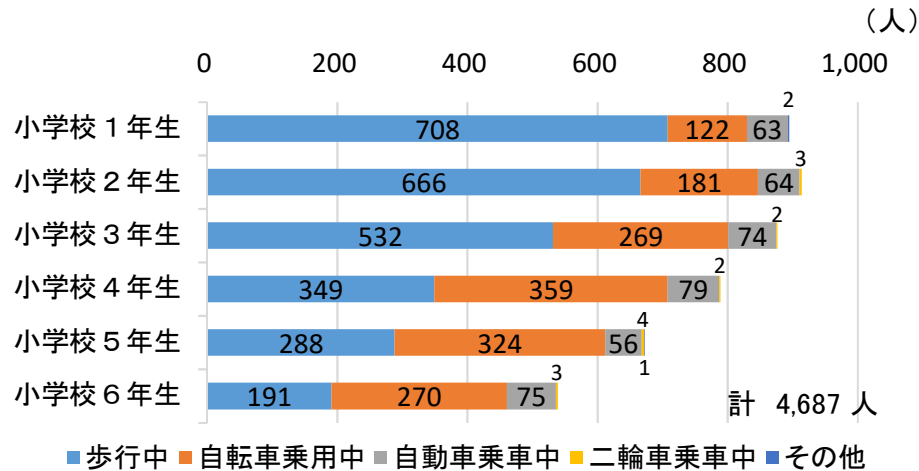


【全年齢】

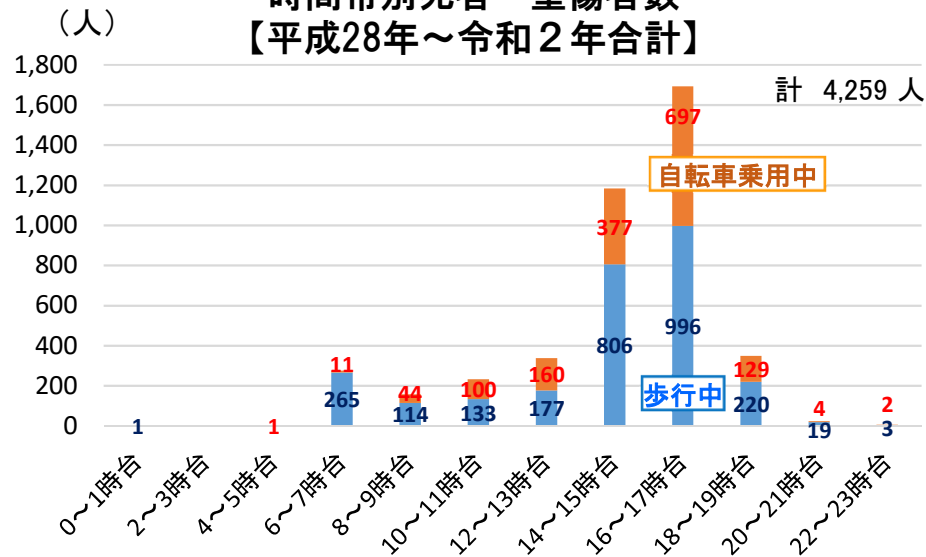


○ 児童(小学生)の交通事故の発生状況

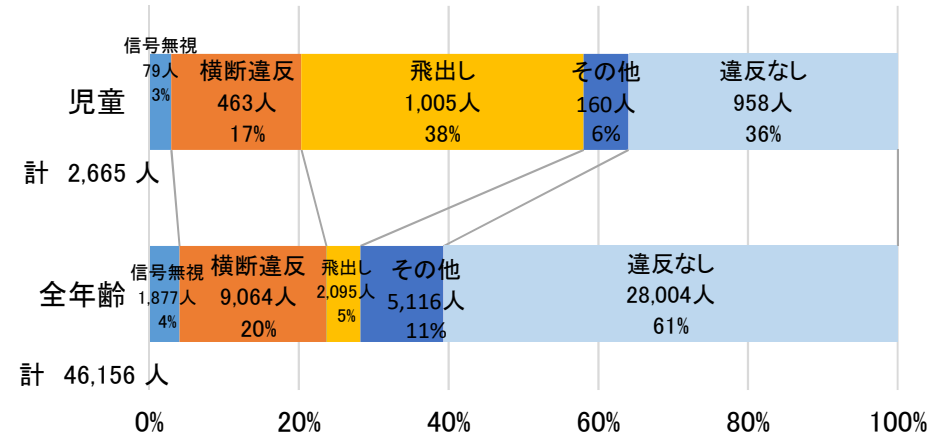
児童の学齢別状態別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】



児童の歩行中・自転車乗用中の
時間帯別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】



歩行中児童(第1・第2当事者)の
法令違反別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】



自転車乗用中児童(第1・第2当事者)の
法令違反別死者・重傷者数
【平成28年～令和2年合計】

